

石油ガス流通合理化対策事業費補助金

(石油ガス配送合理化・設備整備事業のうち石油ガス小売事業者
補修等事業分)

業務方法書細則

一般社団法人全国LPガス協会

石油ガス流通合理化対策事業費補助金
(石油ガス配送合理化・設備整備事業のうち石油ガス小売事業者補修等事業分)
業務方法書細則

(目的)

第1条 この業務方法書細則(以下「業務細則」という。)は、一般社団法人全国LPガス協会(以下「全L協」という。)が定める石油ガス流通合理化対策事業費補助金(石油ガス配送合理化・設備整備事業のうち石油ガス小売事業者補修等事業分)業務方法書(以下「業務方法書」という。)に基づき、全L協が行う石油ガス流通合理化対策事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付の手続等を定め、もって業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(用語)

第2条 この業務細則において使用する用語は、特に定めのない限り業務方法書において使用する用語の例による。

(補助対象経費の詳細)

第3条 業務方法書第4条第2項に規定する別表の項目の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 設計費

(2) に係る設計に要する費用

(2) 設備費

(イ) 貯蔵設備、受入設備(ガスコンプレッサー、ローディングアーム)、充てん設備(充てん機等、充てんポンプ、エアコンプレッサー、バルク充てん設備、機械室)、プラットホーム、防消火設備(散水設備)、ガス漏れ警報装置、これら設備に係る検査費用

(ロ) 管理システム(充てんシステム、配送システム)に係る費用

(ハ) 非常用発電機能を有する設備に係る費用

(ニ) 付帯障壁等設備に係る費用

(ホ) 事務所及び倉庫設備のうちLPガス充てん事業に係る部分の費用

(3) 工事費

(イ) (2) に掲げる設備装置に係る基礎工事、敷地内アスファルト舗装工事に係る費用

(ロ) (2) に掲げる設備装置に係る搬入、組立、連結及び据付工事並びに設置に要する電気、配管、塗装等工事(資材購入を含む。)に係る費用

(ハ) 本事業を実施する範囲に対する撤去費用(がれき処理を含む。)

(4) システム稼動確認費

設置工事後の管理システムの稼動確認(LPガスの費用は含まれない。)にかかる費用。

(5) 補助対象設備と補助対象外設備との境界

(イ) 電気工作物の補助対象範囲は、補助対象設備から最も接近する第1接点までとし、電気配線

は当該設備から制御盤までとする。

(ロ) 補助対象設備から補助対象外設備を連絡する配管は、補助対象の設備に最も接近する第1溶接線又は弁類とする。

(募集期間及び方法)

第4条 業務方法書第6条に規定する募集の期間等は、別に定めるものとする。

(申請書の添付書類)

第5条 業務方法書第8条第1項に規定する業務細則に定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 別紙1による申請者の概要
- (2) 別紙2による石油ガス流通合理化対策事業費補助金に関する実施計画書
- (3) 法人登記簿謄本、会社案内、決算報告書(直近1ヶ年)、印鑑証明書

2 業務方法書第8条第1項に規定する全L協が定める期間は、別に定めるものとする。

(交付の決定)

第6条 全L協は、業務方法書第8条第1項に規定する補助金交付申請書の提出があったときは審査委員会で審査の後、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、申請者に通知するものとする。この場合において、全L協は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

(補助事業の開始及び完了)

第7条 業務方法書第12条第1項に規定する開始とは、交付決定した補助事業対象経費に係る工事等の最初の発注をすることをいう。

2 業務方法書第12条第2項に規定する完了とは、交付決定した補助事業対象経費に係る工事等が終了し、その支払いが完了することをいう。

(計画変更等承認申請の承認等)

第8条 業務方法書第14条第1項に規定する全L協が定める期日は、補助金交付決定通知書を受けた日の属する全L協の会計年度の2月10日とする。

(軽微な変更)

第9条 業務方法書第14条第1項第3号ただし書に規定する業務細則で定める軽微な場合とは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
- (2) 補助目的及び事業能率に関係がない補助事業の細部の変更である場合

(遅延等の報告の提出期限)

第10条 業務方法書第16条第1項に規定する全L協が定める期日は、補助金交付決定通知書を受け

た日の属する全L協の会計年度の2月10日とする。

(実績報告書に添付する書類)

第11条 業務方法書第17条第1項に規定する業務細則に定める書類は、別紙3による石油ガス流通合理化対策事業費補助金に関する実施計画報告書とする。

(補助金支払請求書の提出期限)

第12条 業務方法書第20条第4項に規定する業務細則に定める期日は、補助金の額の確定通知書を受けた日から起算して7日以内とする。

(補助事業における利益等排除)

第13条 業務方法書第8条第1項に規定する様式第1—1の補助金交付申請書において、補助事業に関し、補助事業者自身、補助事業者の子会社、関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社）が機器等の調達先、工事請負先となる場合は、当該補助事業の利益等排除の対象となる。この場合の利益等排除の方法は以下のとおりとする。

(1) 補助事業者の自社調達（工事を含む。）の場合

原価をもって補助対象額とする。この場合の原価とは、該当調達品の製造原価をいう。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達（工事を含む。）の場合

取引価格が該当調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 補助事業者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達（工事含む。）の場合

取引価格が製造原価と該当調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(4) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」について

補助事業者は、「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが該当調達品に対する経費であることを証明すること。また、その根拠となる資料を提出すること。

(附 則)

この業務細則は、業務方法書が経済産業大臣の承認を受けた日（令和6年8月1日）から施行する。